

岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金交付要綱

令和7年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、岬町内における飼い主のいない猫の繁殖を抑制するための不妊去勢手術活動を実施する者に対して、予算の定める範囲内においてその費用の一部を補助することに関し、岬町補助金等交付規則(平成5年岬町規則第10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、町内に住み着いている猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術 オス猫の去勢手術、メス猫の避妊手術を合わせて不妊去勢手術という。
- (3) 耳先V字カット 不妊去勢手術済みであることを識別できるように片耳の先端にV字型の切り込みを入れる処置をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、町内に住所を有する個人で、町内に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術(以下「手術」という。)に要した費用を支払った者とする。

2 暴力団排除条例(平成24年条例第26号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は概ね6か月以上(ただし、獣医師が手術可能と認める場合はこの限りでない。)の飼い主のいない猫に対して行う手術に要した費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1個体につき5,000円を上限とする。ただし、交付対象経費が5,000円未満の場合はその額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術

費用補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付のうえ、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象個体の手術前の全身写真及び顔部分を接写した写真
- (2) 対象個体の生息地を示す地図
- (3) その他町長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第 7 条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該交付申請内容を審査し、適当と認めたものについては、申請日の属する年度の予算の定める範囲内において補助金の交付を決定し、岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金交付決定通知書（様式第 2 号。以下「交付決定通知書」という。）を交付するものとする。補助金を交付しないものと決定したときは、その理由を付して岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

（手術の実施）

第 8 条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者は、交付決定通知書に記載された有効期限（交付決定日から 60 日以内）までに適切に手術を受けさせなければならない。

2 対象個体の手術については、獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 3 条に規定する診療施設の開設の届出をしている診療施設（以下「診療施設」という。）において実施しなければならない。

3 前項の手術の実施の際には、対象個体の耳に V 字カットを施すものとする。

4 対象個体に手術を施すことができる獣医師は、対象個体が手術済みであると認める場合又は対象個体に手術を施すことが適当でないと認める場合は、補助金の交付決定を受けた者に対してその理由を説明し、手術を行わないことができる。

（実績報告及び補助金の請求）

第 9 条 補助金の交付決定を受けた者は、動物病院で対象個体の不妊去勢手術及び V 字カットを行った場合、その日から 14 日を経過する日又は当該交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金実績報告書（様式第 4 号）及び岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金請求書（様式第 5 号）に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 診療施設の発行する手術費用の領収書の写し
- (2) 対象個体の手術後の全身写真及び顔部分を接写した写真（耳先 V 字カットがわかるもの）

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の取り消し等)

第10条 町長は、虚偽の申請その他不正手段により、補助金の交付を受けたことが判明した時は、補助金の交付決定を取り消すものとする。なお、この場合において、既に補助金が交付されている時は、その者に対し、当該補助金の返還を命ずることができる。

(免責)

第11条 手術及び耳先 V 字カットにより生じた問題並びに手術を受けさせた飼い主のいない猫に関して生じた問題については、補助金の交付決定を受けた者が誠意をもって問題解決に努めるものとし、岬町はその責を負わないものとする。

(補則)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。



## 誓 約

●下記の誓約文を確認のうえ、□にチェック (☑) を入れてください。

1. 対象個体は、町内に生息する特定の飼い主のいない猫です。□
2. 対象個体は、申請者自身で保護し、動物病院へ持ち込みます。□
3. 手術の実施にあたり問題が生じた場合は、申請者が責任を負い、誠意を持って問題解決に努めます。□
4. 対象個体に対して、手術済みの証として片耳の耳先にV字カットを施します。□
5. 必要添付書類に不備があった場合は、申請を取り下げることをご承諾します。□
6. 本申請書に記載されている飼い主のいない猫の手術後における一切の対応処は動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の精神に基づき当方が責任をもって行います。  
□

岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

岬 町 長

年 月 日付で申請のあった岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金交付申請は、岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金交付要綱第7条に基づき、金 円を交付する。

交付決定額      ¥

●対象個体

主な生息地域		付近
毛 色		
手 術 頭 数	オス      頭      ・      メス      頭	合計      頭
有 効 期 限	年                      月                      日	

様式第3号（第7条関係）

岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

岬 町 長

年 月 日付申請の 年度岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金  
については、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので、岬町飼い主のいない猫不妊去  
勢手術費用補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

不交付となった理由	
-----------	--

●対象個体

主な生息地域		付近			
毛 色					
手 術 頭 数	オス	頭 ・ メス	頭	合計	頭

岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金実績報告書

第 号  
年 月 日

岬 町 長 様

交付申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告  
します。

交付決定額      ¥

●対象個体

主な生息地域		付近
毛 色		
手 術 頭 数	オス      頭      ・      メス      頭	合計      頭
手術実施診療施設名		
手術に要した費用		円
獣医師の確認 (氏名及び印)		印

●必要添付書類

- ①診療施設の発行する手術費用の領収書の写し
- ②対象個体の手術後の全身写真及び顔部分を接写した写真  
(耳先V字カットがわかるもの)

岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術費用補助金請求書

第 号  
年 月 日

岬 町 長 様

交付申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日付 第 号に基づく 年度岬町飼い主のいない猫不妊去勢手術  
費用補助金を下記のとおり請求します。

請求金額	¥
------	---

振 込	金融機関名	支店（支所）名					
	預金 種別	1. 普通（総合）	口座番号（右詰め記入）				
先		2. 当座					
	口座 名義	フリガナ					